

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第三回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 九月十日（金） 午前十時

日程第一

議案第五十六号

福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第二

議案第五十七号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第三

議案第五十八号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第五十九号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第五

議案第六十号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第六

議案第六十一号

福生市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

日程第七

議案第六十二号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）

日程第八

議案第六十三号

昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第九

議案第六十四号

昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）

日程第十

議案第六十五号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十一

議案第六十六号

昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十二

議案第六十七号

市道路線の認定について

日程第十三

議案第六十八号

市道路線の廃止について

日程第十四

議案第六十九号

下水道事業の事務の委託について

日程第十五

議案第七十号

福生市立福生第三小学校講堂防音改築工事請負契約

日程第十六

議案第七十一号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第十七

議案第七十二号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第十八

陳情第十四号

婦人問題解決のための福生市行動計画策定に関する陳

日程第十九

請願第四号

情書

日程第二十

請願第五号

地域公共交通確保に関する請願書

日程第二十一

陳情第十五号

区市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願書

日程第二十二

陳情第十五号

「あしの会」育成に伴う仕事の発注に関する陳

情書

日程第二十三

陳情第十五号

日程第二十四

陳情第十五号

日程第二十五

陳情第十五号

日程第二十六

陳情第十五号

日程第二十七

陳情第十五号

日程第二十八

陳情第十五号

日程第二十九

陳情第十五号

日程第三十

陳情第十五号

日程第三十一

陳情第十五号

日程第三十二

陳情第十五号

日程第三十三

陳情第十五号

午前 十時 開議

○議長(末次性男君)

ただいまから昭和五十七年第三回福生市議会

定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(末次性男君)

この際、報告事項がありますので、事務局長を

して諸般の報告をいたします。

(本林田議会事務局局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

○議長(末次性男君)

以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君)

本日の議事運営については、議会運営委員会に

おいて検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君 登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君)

御指名をいただきましたので、昨日、全員

協議会終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして

報告をいたします。

まず、本日の日程であります。市長から新しく二件の議案が送付され、ほかに、昨日諸報告で報告された請願書二件、陳情書一件の計五件が新しく追加されました。

順序につきましては、お手元に御配付の日程表のとおり、昨日決定された日程に追加して編成いたしました。

また、議案の取り扱いについては、人事案件については慎重に審査の上、即決をお願いするとし、請願・陳情については、お手元に御配付の付託表のとおり、おののの委員会に付託することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営できますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（末次性男君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（末次性男君） それでは日程に入ります。

日程第一 議案第五十六号 福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（教育次長 八木房雄君 登壇）

○教育次長（八木房雄君） 御指名によりまして、議案第五十六号 福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案理由、及びその内容について御説明申し上げます。

今回御提案申し上げますのは、福生市営武蔵野台テニスコートの夜間照明設備が、おかげさまでもちまして工事も完了いたしまして、市民の皆様にご利用していただくようにするものでございます。

規模としては照明灯が十基設置されまして、一面当たり三百八十ルクスの明るさになるわけでございます。

次に、照明設備の使用料でございますが、これにつきましては、電気料については福生市営野球場同様、利用者の方に御負担をいただくこととするもので、一時間当たりの夜間照明使用料は、基本料金、並びに使用電気料

と電気税を加算いたしました。一面六百円をいただくするものでございます。
なお、夜間照明設備の使用期間は、四月から十月までと予定してあります。

次に、別表第一については、第一と第二条関係の用語の整備でございます。
別表第二についても、用語の整備と、新たに夜間照明設備使用料、一面につき、一時間六百円を定めようとするものでございます。

次に附則で、昭和五十七年十月一日から施行しようとするものでございます。
以上、大変難解な説明でございましたが、慎重御審議をいただきます。
して、原案とおり御決定をくださるようお願いを申し上げまして、説明を
終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十六号については、総務委員会に
付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議
が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号
は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二 議案第五十七号 福生市児童育成
手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎進君 登壇）

○福祉部長（須崎進君） 御指名をいただきまして、議案第五十七号 福

生市児童育成手当条例の一部を改正する条例について、提案理由と、その内容について御説明を申し上げます。

児童育成手当につきましては、都の制度として、東京都児童育成手当に関する条例に基づきまして支給されておりますが、今回一部改正によりまして手当の額の引き上げと、日本国籍を有しない方に支給されておりました特別手当が、難民の地位に関する条約への加入により、国の児童手当が支給されることになりまして、本条例による特別手当の廃止と、これに伴います所得制限額の規定方法の改正等によりまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、条文について御説明を申し上げます。

第三条につきましては、用語の整備でございます。

第四条につきましては支給要件でございますが、第一項の一号につきまして、「廃疾」と「市規則で定める程度の障害」というように、不快用語の整備をしようとするものでございます。それから第二号につきましては、「別表」と「別表第一」に改めようとするものでございまして、別表として後ろに持て

ようというものでございます。それから、同条同項第三号を削ることにござい

ますが、これは、日本国籍を有しない者にも、国の児童手当が支給されることになりまして、この条項を削除しようとするものでございます。第二項につ

ましては、所得制限額の規定方法の改正でございます。国籍を有しない者の特別手当の廃止に伴いまして、方式を改めまして市規則で所得額の計算方法を定めようとするものでございます。

第五条につきましては、手当の種類及び額でございますが、第一項におきまして「別表」と「別表第二」に改めまして、別表第二の中で手当の月額を定めようというものでございます。この別表におきまして、今回、育成手当の月額を六千円から六千五百円に、障害手当につきましては八千円から八千五百円に改めようというものでございます。第二項につきましては、保護者が育成手当及び障害手当の支給対象となるときは、各手当の支給額を合算した額を支給するというものでございます。

第六条、第七条、第八条につきましては、用語等の整備でございます。

第八条の二でございますが、これは新たなものでございまして、受給者が

死亡した場合における未支払の手当にかかわるものでございまして、未支払の
手当にかかわる権利の指定の新設でございます。

第九条につきましては、用語の整備でございます。

第十一条につきましては、届け出義務でございまして、表現を整備したものでござい
ます。

次に、附則第四項、第五項、第六項につきましては用語の整備でござ
います。

附則第七項を削るとございしますが、これは特別手当の併給禁止規定で
ございまして、不要となりましたので削除しようとするものでございます。

別表につきましては、「別表第一」「別表第二」というように、わかりやすく
最後に持ってきたものでございます。

附則につきましては、施行期日でございしますが、五十七年十月一日から施行
しようとするものでございます。経過措置といたしましては、改正後の福生市
児童育成手当条例の規定は、五十七年の十月分の手当から適用しようと
するものでございまして、九月以前の月分の手当は、従前の例によらうと

するものでございます。

なお、この手当の該当者の方々につきましては、育成手当につきましては五
百人、障害手当につきましては五十八人でございます。

以上、雑駁な説明でございしますが、慎重御審議をいただきまして、原案
どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明を終わらせていた
だきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十七号については、厚生委員会
に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会

会には託された。且の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、
とい御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号
は、厚生委員会に付託すること、に決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第三 議案第五十八号 福生市老人福祉
手当条例の一部を改正する条例と議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎進君登壇)

○福祉部長(須崎進君) 御指名をいただきました。議案第五十八号 福生市
老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と
その内容について御説明申し上げます。

老人福祉手当につきましては、市内に住所を有します六十五歳以上の方
で、常時座床の状態、または、これに準ずる状態が六ヶ月以上継続され

るという方々への老人福祉手当でございますが、今回、この月額を東京都老
人福祉手当に関する条例の一部改正に伴って、本条例の一部を改正し
ようとするものでございます。

次に、条文について御説明申し上げます。

第三条につきましては、手当の月額でございますが、現行一万三千五百円を
一万四千五百円に改めようとするものでございます。

十条、十一条につきましては、用語の整備でございます。

附則につきましては、施行期日につきましては五十七年十月一日から施行し
ようとするものでございます。経過措置につきましては、改正後の老人福祉

手当条例の規定は、五十七年十月分の手当から適用し、九月以前の月
分の手当については、従前の例によりとするものでございます。

なお、この対象者の方々は八十名でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議いたしまして、原案
とより御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていた
いたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、いよいよ本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

にたいし議題となつております議案第五十八号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四 議案第五十九号 福生市重度心身

障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎 進君登壇）

○福祉部長（須崎 進君） 御指名によりまして、議案第五十九号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

重度心身障害者福祉手当については、市内に住所を有する脳性麻痺、または進行性筋萎縮症を有する方、身体障害者手帳の二級以上の方、精神薄弱者、愛の手帳の中程度以上の方に対する手当てでございますが、この手当ての月額を東京都心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

第二条につきましては、用語の整備でございます。

第三条につきましては、手当の月額でございますが、現行八千円と八千五百円に改めようとするものでございます。

第十条につきましては、用語の整備でございます。

別表につきましては、二条関係を見やすく、併せて固みまして表示し、いものでございます。障害の区分及び程度として見やすくしたものでございます。施行期日につきましては、五十七年の十月一日から施行しようとするものでございます。経過措置につきましては、この条例の規定は、五十七年十月分の手当から適用し、それ以前の月分の手当は従前の例にならうとするものでございます。

なお、対象者といしましては、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方が百八名、身体障害者手帳の二級の方が七十四名、三級の方が百五名、愛の手帳の二度の方が七名、三度の方が六名、計二百十名の方が対象者でございます。

以上、稚駁な説明でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

キマす。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十九号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十九

号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五 議案第六十号 福生市国民健康
保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎 進君登壇）

○福祉部長（須崎進君） 御指名をいただきまして、議案第六十号 福
生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理
由とその内容について御説明を申し上げます。

国民健康保険税の税率改定につきましては、昭和五十二年の九月に
行い、今日に至っております。この間、医療費の改定、及び医療技術
の向上等によりまして医療費は増高し、国保財政を圧迫してまいま
した。幸い、多額の繰越金もありまして、この数年は限度額の改定だけ
で国保事業が健全に運営維持されてまいりましたが、しかし五十七年度に
おきましては、所得の伸びが著しく低下いたしました。電算の試算によ
り、昭和五十六年度の決算対比におきまして、二五％の減額でござい
ます。

（肉家
に訂
正さ
る

したがって、昭和五十七年度の予算計上額を大幅に下回る結果になってま
いりました。このままでは医療費の伸びに対し、財源が不足することは確
実となり、不足を来にします。一般会計からの繰入金二千七百万円を合わせましても、
とて、不足を来にします。やむを得ず平均で九・四％の税率改定を
実施いたそうとするものでございます。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

第二条につきましては限度額でございまして、二十四万円を二十万七千円に改め
ようとするものでございます。これは地方税法の規定により、国民健康
税の限度額でございす。

次に、第三条につきましては、所得割の額でございす。百分の三・二を
百分の三・三八に改めようとするものでございまして、〇・八のアップになります。
次に、第五条でございす。均等割額でございす。現行二千四百
円を二千五百二十円に改めようとするものでございまして、四百八十円のアップに
なるものでございます。

次に、第六条でございす。平等割額でございす。二千八百八十円と